

# 結城市ネーミングライツ 導入ガイドライン

令和3年11月

(令和4年6月一部改正)

(令和5年6月一部改正)



結城市

## 目次

---

1	趣旨	1
2	ネーミングライツ導入の目的	1
3	ネーミングライツの概要	1
4	対象施設	1
5	導入の手続き	2
6	ネーミングライツ付与の対価について	2
7	契約期間	2
8	愛称	2
9	ネーミングライツパートナーの募集方法等	3
10	選考方法等	4
11	契約の締結及び公表	5
12	費用負担	5
13	契約の解除	5
14	契約期間の満了	6
15	指定管理者制度導入施設にかかる留意点	6
16	その他	6

(別紙) ネーミングライツ導入フロー図

---

## 1 趣旨

このガイドラインは、結城市が所有する施設等の命名権（以下「ネーミングライツ」という。）の適切な導入を図るため、対象施設や募集の方法、応募者の選定方法等について、基本的な考え方をまとめたものです。

## 2 ネーミングライツ導入の目的

第6次結城市総合計画『「チャレンジする市役所」への変革！』を確実に進行させるため、自主財源の確保に努めるとともに、民間事業者による社会貢献の手段として、施設等の親しみやすさや知名度を高めるものです。

## 3 ネーミングライツの概要

- (1) ネーミングライツとは、契約により施設等の名称に企業名や商品名等を冠した愛称を付与させる代わりに、ネーミングライツを取得した企業等（以下「ネーミングライツパートナー」という。）から対価を得て、施設の管理等に役立てるものです。
- (2) ネーミングライツ導入後、市はホームページや広報印刷物などにおいて愛称を使用することとしますが、条例等で定める施設名称は変更しません。  
なお、ネーミングライツは公共施設に愛称を付与する権利であり、ネーミングライツパートナーが自由に施設に看板等を設置できる権利を付与するものではありません。

## 4 対象施設

- (1) ネーミングライツを導入する対象としては、市が設置している文化施設、スポーツ施設、公園などの施設（及びそれらの一部）とし、施設の性格、利用者数やサウンディング調査による市場性などを考慮し決定するものとします。  
ただし、施設の名称の設定に特段の経緯があるものや施設の性格上、愛称を付するのが適当でないと判断するものは対象から除外します。  
例：庁舎や学校等
- (2) 選定しようとする施設が指定管理者制度を既に導入している場合は、指定管理者の不利益とならぬよう、あらかじめ市が当該指定管理者と協議を行い、必要に応じ指定管理者との協定書等を変更し、疑義が生じないようにすることとします。

---

## 5 導入の手続き

手続きの流れは、「ネーミングライツ導入フロー図」(別紙)のとおりです。

## 6 ネーミングライツ付与の対価について

ネーミングライツパートナーから得る対価の目安となる額は、当該施設等の維持管理及び事業運営に係る経費、利用者数、メディアに取り上げられる頻度、知名度、他自治体における類似事例などを参考に、当該施設等の広告媒体としての価値を総合的に検討することで設定します。

## 7 契約期間

原則3年以上とし、応募者による提案とします。

ただし、指定管理者制度導入(予定)施設やPFI事業導入(予定)施設については、指定期間や契約期間を考慮し、適切な期間を設定します。

## 8 愛称

### (1) 愛称付与の条件

ア 市民や施設利用者にとって、親しみやすさや呼びやすさなど、理解が得られる愛称とします。

イ 施設等の特性に応じて、特定の地名やキーワードを含めるなど、市が希望する条件を募集要項にて設定できることとします。

ウ 市民や施設等利用者の混乱を避けるため、当分の間正式名称を併記するなどの措置を講ずる場合があります。

### (2) 使用を禁止する愛称

愛称が次のいずれかに該当するものは、ネーミングライツの対象としません。

ア 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反するもの

イ 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

ウ 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの

エ 政治性又は宗教性のあるもの

オ 社会問題その他についての主義又は主張に当たるもの

カ その他、愛称として使用することが適当でないと認められるもの

### (3) 愛称の変更

利用者の混乱を避けるため、原則として契約期間内において愛称の変更はできません。ただし、ネーミングライツパートナーの社名変更などの特段の事情がある場合は、協議の上、変更できるものとします。

## 9 ネーミングライツパートナーの募集方法等

### (1) 募集方法

募集は、原則公募とし、市ホームページなどに掲載することにより行うこととします。

### (2) 応募資格

応募資格を有する者は、法人とします。ただし、次の事項に該当する者は除きます。

なお、これ以外の事項についても規定する場合があります。応募資格は募集要項において規定します。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定により一般競争入札の参加を制限されている者

イ 「結城市建設工事請負業者指名停止等措置要領」により指名停止等をうけている者

ウ 市税を滞納している者

エ 破産法による破産の申し立て、会社更生法又は民事再生法により更生又は再生手続きをしている者

オ 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反している者

カ 政治団体又は宗教団体

キ 暴力団、暴力団員及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの。

ク 指定管理者制度を導入している施設にあっては、現在の指定管理者の事業目的と競合する者（現在の指定管理者及びその関連企業は除く。）

ケ その他、本市のネーミングライツパートナーとして不適用と認められる者

### (3) 費用負担

応募に要した経費は、すべて応募者の負担とします。

### (4) 募集要項

応募に必要な事項を記載した募集要項を作成します。募集要項に記載する主な事項は、次のとおりです。募集要項では、応募方法や選考方法などをあらかじめ公表することで、ネーミングライツパートナーの決定過程の透明性の確保に努めることとします。

ア 目的

イ ネーミングライツを募集する対象施設（名称、所在地、目的、概要）

ウ 募集概要（愛称、命名権の範囲、契約期間、ネーミングライツ料、名称変更に伴う費用負担、応募資格、留意事項）

エ 応募方法（募集期間、応募先、質問事項の受付、応募方法）

---

オ 選考方法等

カ 契約

キ 問合せ先

(5) 募集期間

応募者にとって、応募の検討に十分な期間を確保する必要があることから、多くの団体が応募できるよう、周知期間を含め、募集期間は原則として30日以上とします。

(6) 応募がなかった場合の取扱い

募集期間を経過しても応募がなかった場合は、募集要項に定める条件を見直したうえで再度募集を実施するか、または、募集を取りやめることとします。

## 10 選考方法等

(1) 対象施設等の決定

ネーミングライツの導入に当たり、庁議を開催し、対象施設等の決定を行います。また、決定した施設について全員協議会への報告を行います。

(2) 優先交渉権者の選定

ネーミングライツパートナーの募集に当たり、ネーミングライツパートナー選考委員会（以下「選考会」という。）を設置します。選考会では選考基準に基づき、次の事項について決定及び選定します。また、選考基準及び選考会の組織などについては別に定めます。なお、選考会の組織については、庁議構成員を基本とし、施設の特性を考慮して外部有識者等を加えることも差し支えありません。

ア 募集要項の決定

ネーミングライツパートナー募集に当たり、募集要項を決定します。

イ 優先交渉権者の選定

選考基準に基づき、応募者のうちネーミングライツパートナーとしての適格があり、かつ有利な条件で契約を締結することができる者として、他の応募者に優先して市が契約交渉を行う団体（以下「優先交渉権者」という。）を選定します。

なお、応募者が1者の場合であっても、選考会を設置し、選考基準に基づき優先交渉権者を選定することとします。

(3) ネーミングライツパートナーの決定

優先交渉権者を選定後、詳細を協議したのち、庁議に報告し、ネーミングライツパートナーの決定を行います。

#### (4) 選考結果の通知及び公表

全ての応募者に対して結果について、文書で回答することとします。また、優先交渉権者に選定されなかった者については、公表しないこととします。

### 11 契約の締結及び公表

#### (1) 契約の締結

ネーミングライツパートナーの決定後、市とネーミングライツパートナーとの間でネーミングライツに関する契約を締結します。

#### (2) 全員協議会への報告

契約締結後、全員協議会への報告を行います。

#### (3) 公表

すみやかに当該団体の名称、施設等の愛称、ネーミングライツ料、契約期間などを市ホームページにより公表することとします。

### 12 費用負担

市とネーミングライツパートナーの費用負担は、次の表によるものとします。なお、詳細については、募集要項に定めるほか、双方協議のうえ、契約書等において定めることとします。

区分	市	ネーミングライツ パートナー
敷地内外の看板等の表示変更		○
契約期間終了後の原状回復		○
パンフレット、封筒等の印刷物や ホームページの表示変更	○	

※敷地外の看板等の表示変更は、市や関係機関との協議のうえ、変更可能な表示について行うこととします。

### 13 契約の解除

ネーミングライツパートナーの信用失墜行為等に伴い、当該施設等のイメージが損なわれるおそれが生じたときは、市は契約満了待たず契約を解除できることとします。その場合における、原状回復に必要な費用はネーミングライツパートナーが負担することとします。

---

## 14 契約期間の満了

市は、契約期間満了までに、当該施設等について、ネーミングライツの継続実施を判断します。なお、愛称が頻繁に変更となることを避けるため、ネーミングライツの契約更新施設においては、選定委員会による審査で承認された場合、現ネーミングライツパートナーを優先交渉権者とします。なお、指定管理者制度導入施設については指定期間とします。

## 15 指定管理者制度導入施設にかかる留意点

導入対象施設等が指定管理者制度導入施設の場合は、あらかじめ当該指定管理者の承諾を得ることとし、次の点に留意することとします。

### (1) 費用負担

現管理運営受託団体がネーミングライツパートナーを兼ねる場合については、ネーミングライツ料は、指定管理にかかる管理経費とみなさないこととします。また、現管理運営受託団体とネーミングライツパートナーが異なる場合でネーミングライツの導入に起因して副次的に発生する費用負担については、管理運営受託団体との協議により決定することとします。

### (2) その他

ネーミングライツが導入された場合においては、ネーミングライツパートナー、管理運営受託団体及び市の3者は、ネーミングライツ導入の目的を達成するために、相互に協力し良好な関係を保持するよう努めることとします。

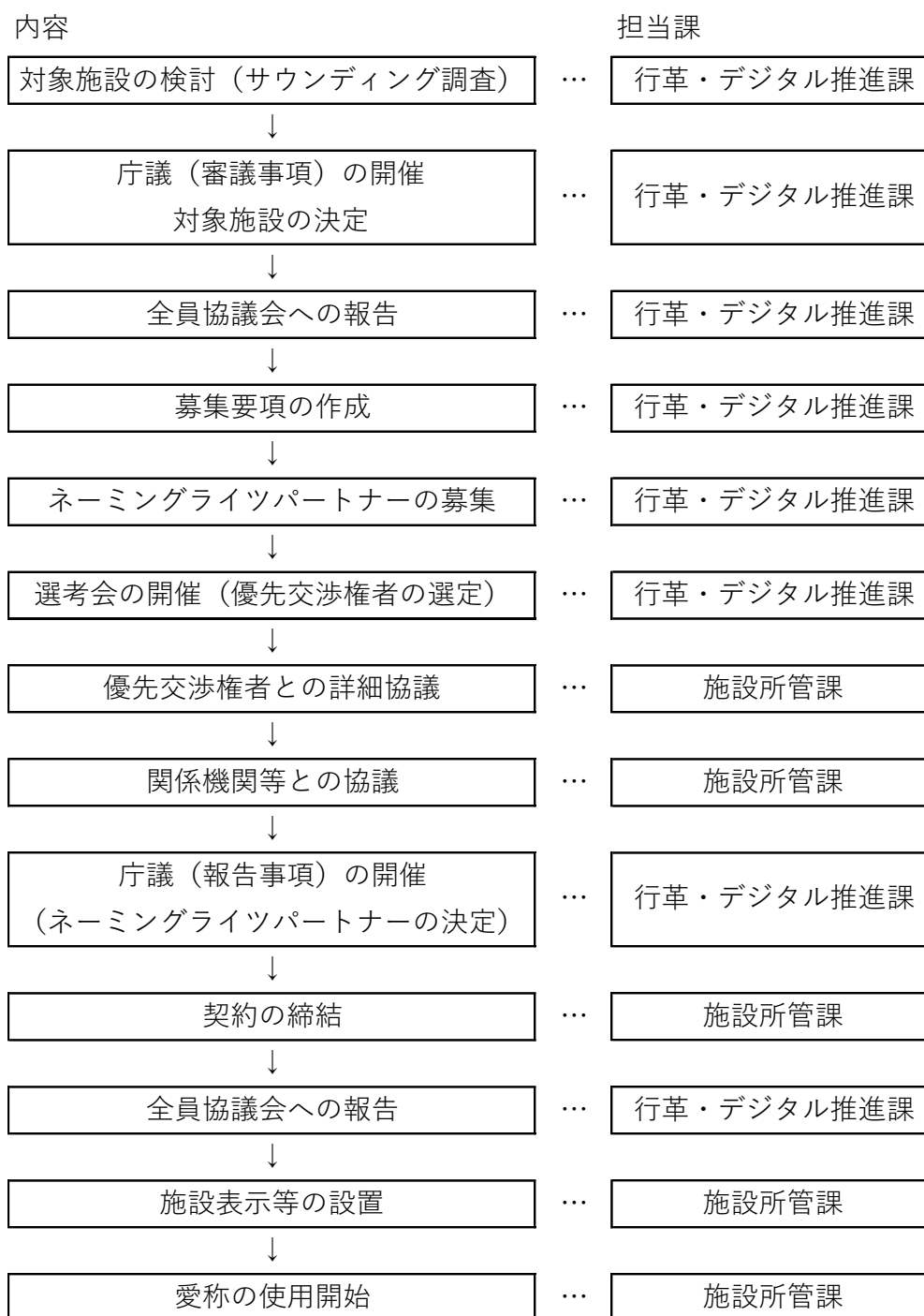
## 16 その他

このガイドラインは、運用状況及びその他の状況などに応じ、適宜見直しを行うこととし、また、ネーミングライツに関することで、本ガイドライン以外に必要な事項は、別に定めることとします。



(別紙)

ネーミングライツ導入フロー図



※各手続において、必要な協議を行革・デジタル推進課・施設所管課間で行うこと。

---

## 結城市ネーミングライツ導入ガイドライン

問合せ先：結城市総務部行革・デジタル推進課  
〒307-8501 茨城県結城市中央町二丁目3番地  
TEL 0296-34-0436（直通） / FAX 0296-54-7009  
市ホームページアドレス <http://www.city.yuki.lg.jp/>

◆本ガイドラインは、読みやすさに配慮した UD（ユニバーサルデザイン）フォントを使用しています。